

京都市告示第 3 3 4 号

地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき、平成 2 0 年 8 月 1 2 日付けで認可した上梅ノ木町北部町内会について変更の届出があったため、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示します。

令和 3 年 9 月 2 2 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

	変更前	変更後
代表者の氏名	宮武 雅彦	池内 幹子
代表者の住所 及び所在地	京都市北区小山上初音町 2 8 番地の 2	京都市北区紫竹上梅ノ木町 2 1 番地

(文化市民局地域自治推進室)